

山梨県老人福祉協議会慶弔規程

施設・職員に次の理由が発生したときは、本会より下記の通り行う。

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 職員が死亡したとき | 10,000円 |
| (2) 施設の竣工式・記念行事 | 10,000円 |
| (3) 施設が災害にあったとき | 30,000円 |
| (4) その他・会長が必要と認めたとき | |

山梨県老人福祉施設協議会 慶弔規程 内規

山梨県老人福祉施設協議会慶弔規程の（４）その他・会長が必要と認めることとは、以下のことをいう。なお、本会事務局に連絡のあったものや事務局で把握できたものについて対応する。

- | | |
|--|--------|
| (1) 当該法人の理事長が死亡したとき | 5,000円 |
| (2) 本会の役員（理事・監事）の父母・配偶者、子供が死亡したとき | 5,000円 |
| (3) 会員（施設長）の父母・配偶者、子供が死亡したとき | 弔電 |
| (4) 上記の（１）、（２）、（３）及び会員（施設長）が死亡したとき、または、会員施設より葬儀の連絡について依頼のあったものは、本会よりファクシミリにて会員に連絡する。 | |
| (5) その他 必要な場合は、会長の判断とする。 | |

この内規は、平成20年7月2日より施行する。